

令和元年 8 月 1 9 日

南相馬市農業委員会  
8 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年8月19日(月)午後1時15分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

農政課副主査 野地 俊紀

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課係長 森 政樹

#### 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 5 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 4 報告第 3 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 3 7 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 9 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 9 8 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 9 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 100 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 101 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 102 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 2 議案第 103 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 104 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 1 4 議案第 105 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 106 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 107 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 108 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時15分)

議 長 　　ただいまより、令和元年8月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、17番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号15番半谷眞知子委員、1番若杉裕二委員、2番鎌田芳彦議員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。8月16日に、一般社団法人福島県農業会議「第96回臨時総会」が福島市の杉妻会館で開催され、理事の補欠選任についての議案1件が審議され、提案のとおり決定したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第35号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会委員長の15番半谷眞知子委員から報告を求めます。

半谷委員長 　　総務企画専門委員会の開催報告について、別紙のとおり開催したので報告いたします。

1、開催日時 令和元年8月7日水曜日午前9時30分から午前10時40分  
まで

2、場 所 南相馬市役所東庁舎2階第2会議室

3、出席者 記載のとおり

4、協議概要

(1) 令和元年度先進地視察研修(日帰り)の実施について

例年、1泊2日で行っていた南相馬市農業委員会先進地視察研修を、今年  
は日帰りで実施、宮城県の市場や農地所有適格法人等の視察を決定した。

日 時 令和元年11月中に実施予定

研修先 1カ所目、仙台市中央卸売市場(花き市場)

2カ所目、宮城県名取市閑上「かわまちてらす閑上」

3カ所目、宮城県亘理郡亘理町「舞台アグリイノベーション株式  
会社工場」

4番目の宮城県山元町の「やまもとファームみらい野」は事務局

のほうで、申し込んだ時点でお断りを受けたので、ここの視察研修は、無しといたします。

参加者 農業委員 18名、農地利用最適化推進委員 29名、事務局職員 2名を予定しております。

研修先と日程を含め、現在調整中であります。

(2) 令和元年度福島県下農業委員会大会への参加について

一般社団法人福島県農業会議主催の令和元年度福島県下農業委員会大会へ農業委員及び農地利用最適化推進委員で参加することを決定した。

日時 令和元年 11月 15日 金曜日、午後 1時から開催

場所 福島市「パルセいいざか」

参加者 農業委員 18名、農地利用最適化推進委員 29名、事務局職員 2名を予定しております。

行程 調整中でございます。

(3) 農業振興地域整備計画変更に係る工程等について

市経済部農林水産業担当の中目理事より説明があり、農政課で行っている農業振興地域整備計画の随時変更が予定より大幅に遅れており、昨年 12月から受理を始めた農振除外申請の審査も進んでいないことから、申請者より強い不満が出ているため、市長から転用許可も含めた決定時期の前倒しについて強い指示が出ております。このため、農政課の整備計画変更事務と並行して農業委員会でも農地転用案件の審査を行っていただき、決定公告終了後、臨時総会を開催のうえ、許可書が発行できるよう協力をお願いしたいとの要請がございました。具体的には、9月 26日木曜日には、公告を終える予定なので、9月 27日金曜日に臨時の総会が開催できるように進めていただきたいとのこととございました。農政課からの要請を受け、総務企画専門委員会で協議した結果、農業振興地域整備計画変更に係る農地利用案件のための臨時の総会を 9月 27日金曜日に開催することを了といたしました。以上でございます。

議長 事務局。

事務局 事務局から補足説明をいたします。皆様のお手元の農業振興地域整備計画の随時変更事務の流れ(予定)をご覧ください。これに基づきまして総務企画専門委員会で検討し、スケジュール等で調整した結果、9月 27日ということになりました。件数は 31件ございまして、その全部が出てくるというわけではないようですが、20件程度は出てくるのではないかと思います。以前にこのような事例があったのかと言われますと、震災後に一度、やはり同じような事例がございまして、並行して進めたという経過はございます。福島県からも、並行して進め

るのは構わないとの話がありましたが、公告決定終了後でなければ、審査はできませんよという話がありましたので、公告終了後に、臨時総会を開催するということとなります。本日は、農政課の担当者も待機しておりますので、ご質問等があれば、挙手していただければと思います。よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。何か質問ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　それでは、9月の定例総会は9月17日、臨時総会を9月27日というようにすることで、運びたいと思いますので、何分よろしくご協力のほどお願いたします。質疑等がないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第36号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第36号についてご説明いたします。議案書の5ページから13ページになります。今回、52件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第37号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第37号についてご説明いたします。議案書の14ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、平成29年に建築した農業用倉庫を登記するに当たり、建物及び土地調査を行ったところ、建物の一部が農地に越境していることが判明したものです。整理番号2番については、昭和44年に住宅を新築した当時から建物の一部として、現在は経営する塾の駐

車場、車回しスペース及び車庫用地として使用しています。この土地は母から平成24年に相続した土地であり、土地の一部を売却するに当たり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第97号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第97号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 　　次に、提案者農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 　　議案第97号について説明いたします。今回、利用権設定が5件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、整理番号1番から4番につきましては、旧合理化事業の借受人の更新ため、福島県農業振興公社から借受人に対する利用権設定となっております。賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、議案第98号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第98号についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページ

になります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第98号について説明いたします。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の賃借を行うものとなっております。内容につきましては、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第99号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第99号についてご説明いたします。議案書の19ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 日程第9、議案第100号、農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の20ページになります。詳細につきましては記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第101号、農地法第4条の規定による許可申請について、市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から5番について所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、報告第37号整理番号1番の追認を得るための案件であり、農家住宅で事業面積が1,000㎡を超えておりますが、法面の面積を除くと有効利用面積が1,000㎡未満となることから妥当と判断しています。続きまして申請番号3番については、報告第37号整理番号2番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号4番については、議案第107号申請番号1番関連の案件であり、土捨て場仮設進入路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番については、3番委員。

3番委員 議案第101号申請番号1番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。去る8月14日午後3時頃より、申請人代理人の行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から

の聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番について2番委員。

2番委員 議案第101号申請番号2番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。8月12日の午後2時頃より、申請者宅に赴き、現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について12番委員。

12番委員 議案第101号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。案内図は3番です。去る8月10日、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、聞き取り調査をした結果、立地基準、一般基準とも、満たしていると判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 申請番号4番について9番委員。

9番委員 議案第101号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。案内図は4ページです。申請内容は記載のとおりです。9月13日午前11時より、農林整備課担当課長から調査書の調査項目に基づき聞き取り、また、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 申請番号5番につきまして、15番委員。

15番委員 議案第101号申請番号5番についての調査報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る8月11日午前9時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、地番、地目、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 0 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 0 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 3 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。議案第 1 0 0 号申請番号 1 番及び議案第 1 0 7 号申請番号 3 番から 6 番の関連案件で、太陽光発電設備を設置するための一時転用であり、太陽光パネルの下部で営農を継続して行う営農型太陽光発電設備です。パネルを設置する面積が広大ですが、転用面積は支柱の部分のみとなることから、わずかな面積になります。営農型太陽光発電設備については、一時転用の申請となり、一時転用期間が最長で 3 年ですが、営農者が認定農業者である場合等については、一時転用期間が最長 1 0 年となりました。また、営農の適切な継続が確認できれば、一時転用期間が満了する際に、再度、一時転用の更新が可能となります。更新手続については、回数制限などはありませんが、営農の適切な継続が確保されない場合は、更新ができない場合もあります。また、営農型発電の一時転用については事例も少数であり、営農計画や転用計画については、福島県と事前協議が必要となります。本案件についても、福島県相双農林事務所と綿密な事前協議を行っており、この内容であれば許可になるという段階になったことから、転用申請に至ったものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番について 1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 1 0 2 号議案申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。去る 8 月 1 1 日午後 2 時より、設定人と太陽光発電工事者の立ち会いのもと、現地調査を行いました。案内図は 6 ページであります。所在から申請事由については記載のとおりであります。営農型太陽光発電設置のための一時転用であります。営農型のためパネルの下には、菜種を栽培します。現地の状況等を調査した結果、周辺の農地には何ら問題なしと判断いたしました。また、議案第 1 0 7 号申請番号 3、4、5、6 号とも関連しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。1 4 番委員。

1 4 番委員 今、太陽光発電の問題で沢山案があるようですが、今日の例会終了後に、大原

地区と小高区の現地視察をするのですが、営農型の調査のことで、過去に何回か話したこともあるのですが、それがどんどん増えてくると思うので、その確認等々はどのようにするのでしょうか。また出来なかった場合はどのようにするのでしょうか。その辺も、営農型には十分注意しなければいけないのでしょうか。農業委員会としての対応はどうか、その辺もお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 事務局。

事務局 営農型についてですが、一応、更新まで3年の期間があって、農業委員の方も調査はいたしますが、最終的には県が決定することになっております。今日の現地視察も、県の希望もあり、研修会の形で行います。営農型の発電設備も委員の方でまだ見たことがない方もいると思いますので、本日は2件の現地視察がありますけれども、1番のポイントは最初に計画していた農作物、今回はどちらも茗荷ですけれども、その収穫量が地区平均収量の8割を超えることが更新の基準になっておりますので、そこに気をつけて見ていただくような形でお願いいたします。但し、最終的には県の認可案件ですので、農業委員は、あくまでも注意深く現在の状況を確認し、県から問い合わせ等が来たときに、答えられるようにしていただきたいと考えております。以上です。

議 長 15番委員。

15番委員 この地図から見ますと、上にため池があるんですけども、それで営農型の太陽光発電を設置した場合に、今、ゲリラ豪雨とか集中豪雨とか、もうすごい状況になるということが懸念されますけれども、菜種をつくるということで、そういう心配はないのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 先ほどの雨水についての質問だったかと思いますが、農業用排水施設に有する機能に支障を及ぼさないための措置ということで、申請の中で、雨水については、自然浸透との記載があり、これまでも問題は発生していないことから、問題ないと判断をしております。以上です。

議 長 5番委員。

5番委員 一時転用期間が10年間となっておりますが、先ほど説明ですと、担い手の方が営農するというような判断で、10年間の設定ということでしたが、その具体的

に、担い手として判断をした理由をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局より答弁願います。

事務局 農業担い手というのは、農業の担い手であるということで、農業経営改善計画認定書が南相馬市長名で認定証が出ております。そちらをもとに、こちらと相双農林事務所の指導調整課で判断した結果でございます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第103号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の24ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、工事着手前の境界確定において県と市の間で調整に時間を要し、当初事業計画に遅れが生じ、工期が延長されたため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について15番委員。

15番委員 議案第103号申請番号1番についての調査報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る8月11日午後1時30分より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請当事者の住所、氏名、職業、土地の表示、事業計画変更の事由については記載のとおりであります。立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議

方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 13、議案第 104号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更許可申請について、県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 104号についてご説明いたします。議案書の 25 ページから 26 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号 1 番については、一般住宅、進入路を建築する目的で転用許可を受けておりますが、転用事業者が計画を断念したことから、承継人が一般住宅、駐車場を建築するため、事業計画を変更するもので、議案第 105号申請番号 1 番関連の案件です。続きまして、申請番号 2 番については、住宅を建築する目的で転用許可を受けておりますが、震災に伴い計画を断念したことから、承継人が一般住宅、駐車場を建築するため事業計画を変更するもので、議案第 105号申請番号 2 番関連の案件です。以上です。

議 長 　　今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、16 番委員。

16 番委員 　　議案第 104号申請番号 1 番について現地調査の報告は、議案第 105号申請番号 1 番の関連でありますので、後ほど詳細に報告をいたします。以上であります。

議 長 　　続きまして、申請番号 2 番について、2 番委員。

2 番委員 　　議案第 104号申請番号 2 番について現地調査を行いました。議案第 105号の 2 番と関連しますので、これは後で説明を申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第105号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第105号についてご説明いたします。議案書27ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、議案第104号申請番号1番関連の案件です。続きまして申請番号2番については、議案第104号申請番号2番関連の案件であり、一般住宅で事業面積が500㎡を超えておりますが、法面の面積を除くと有効利用面積が500㎡未満となることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について16番委員。

16番委員 議案第105号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。議案第104号申請番号1番の関連であります。現地案内図は8ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る8月14日午前11時頃より申請人、及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号2番について、2番委員。

2番委員 議案第105号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページです。去る8月12日午後2時30分頃、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。一般基準、立地基準とも問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして申請番号3番について、10番委員。

10番委員 議案105号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図

は10ページです。去る8月16日午後2時より、譲渡人及び行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人と行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 申請番号1番と2番の現況地目と公簿地目、雑種地と畑、雑種地と田となっているんですが、これはどういったことでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 議案書25ページ26ページの事業計画変更申請についてをござんいただきたいと思えます。事業計画変更の事由の1の当初許可の内容及び事業の実施状況になります。宅地造成工事が完了している、または盛土工事が完了しているということになりますと、実際の見た目は雑種地になるかと思えます。家は建っていないので、宅地として見られない状態になりますので、雑種地と現況地目は入れさせていただきます。以上です。

議 長 14番委員。

14番委員 了解しました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第106号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、市許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明いたします。議案書の28ページになります。申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、常磐自動車道の鹿島区における付加車線道路工事に伴う資材置場、表土置場、現

場休憩所、資材倉庫としての一時転用であり、転用期間は許可日から13ヶ月となっております。続きまして、申請番号2番については、送電建設工事に伴う資材置場、休憩場等としての一時転用であり、転用期間は許可日から9ヶ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第106号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。8月17日午前11時30分頃より、申請者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様の方のご審議よろしくをお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号2番については、現地調査委員の17番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 17番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第106号申請番号2番について、農地の事前調査を行いましたので報告いたします。8月15日午後1時より、被設定人立ち会いのもと、現地を調査、聞き取りを行いました。現地案内図は12ページです。本申請の事業内容は、現在、原町区小木廻地内に建設中の太陽光発電所から最寄りの既設送電線南相線2号ナンバー26までに新たに66kVを送る送電線と鉄塔5基を建設するものです。そのため、申請している農地988.58㎡を9ヶ月間、一時転用し、資材置場3箇所、簡易トイレ、倉庫、休憩場を置くためのものとなります。現在の行政庁への許可、許可の申請協議状況ですが、道路法、土壤汚染対策法は、8月16日に申請書を提出予定。法定外公共物については、8月19日提出予定。建設リサイクル法については、9月申請予定。景観法及び福島県景観条例については、7月25日、事前協議し、事前協議書提出済みとなっております。工事完了後の農地の復元については速やかに行うように指導しております。調査の結果、立地基準、一般基準とも問題ないと判断いたしました。委員の皆さんの慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第16、議案第107号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、県許可分を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第107号についてご説明いたします。議案書の29ページから30ページになります。申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、市が事業主体となり進めている災害復旧工事に伴う土捨て場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております、議案第101号申請番号4番関連の案件です。続きまして、申請番号2番については、第2種農地に再生エネルギー推進のための太陽光発電設備を設置するための転用となっております。続きまして、申請番号3番から6番については、太陽光発電設備を設置するための一時転用であり、太陽光パネルの下部で営農を継続して行う営農型太陽光発電設備で、議案第100号申請番号1番、議案第102号申請番号1番、議案第107号申請番号3番から6番がそれぞれ関連案件となっております。詳細につきましては、先ほど4条で説明をしたとおりとなっております。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、9番委員。

9番委員           議案第107号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。案内図は4ページです。申請内容は記載のとおりです。去る8月13日午後3時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長            申請番号2番について、10番委員。

10番委員          議案第107号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は13ページのとおりです。去る8月14日午後1時頃より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きますて、申請番号3番、4番、5番、6番について、18番委員。

18番委員 議案第107号申請番号3番、4番、5番、6番について関連性がありましたので、一括して、現地調査の報告をいたします。去る8月11日午後2時設定人、被設定人の代理人である工事業者立ち会いのもと、現地調査を行いました。案内図は6ページであります。所在から申請事由については記載のとおりでございます。営農型太陽光発電の設置のための一時転用であります。4件とも、設定人は同一であり、被設定人には別々であります。一時転用地は1箇所を集積されておりますので一括審議を願います。営農型のためパネルの下にはおのの菜種を栽培いたします。現地の状況を調査した結果、周辺の農地には何ら問題なしと判断いたしました。なお、パネルの下に栽培する物件につきましては、議案第102号申請番号1番、23ページとあわせて、設定人が代表となり、議案第100号申請番号1番、20ページであります被設定人に無償で申請地を貸しまして、菜種を栽培してもらいます。農地の有効利用を図ることと、また、パネル下部には責任をもって栽培をしますとのこととでございます。なお、被設定人におきましては、市の復興事業により、太陽光発電のほうも事業として行っておりまして、周辺の農地を借りまして、水稻栽培さらには、菜種、麦等を栽培しているわけでございます。以上でありますのでよろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。7番委員。

7番委員 太陽光発電の営農型の場合、実際に営農するというところで、菜種の栽培をするということですが、これは法律上設定人が、責任をもってするのか、被設定人が栽培するのかお聞きいたします。

議 長 事務局。

事務局 営農者がだれかというご質問だったかと思えますけれども、営農につきましては、今回での農地法3条の申請、議案書20ページの被設定人が、営農を行うことになっております。議案書30ページ、第107号の3番から6番についての被設定人につきましては、発電事業者というような意味合いになってございます。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 議案書20ページの被設定人は、集落内の方々はどなたか関与しているのか、

会社がやられるのか、お聞きします。

議 長 事務局。

事務局 先ほど4条のところでも関連した質問あったかと思うんですけども、この被設定人の会社が、認定農業者ということで、申請受理されている部分になってございますので、営農についてはこの会社が行うものということでございます。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 ただいまの話、わかりました。関連して聞きたいのですが、もし事務局でわかるとすれば、これまで営農型太陽光の許可はどのぐらいの件数があって、そのうち、収量が8割を超えて健全にやっているのがどのぐらいかわかれば教えていただきたい。

議 長 事務局。

事務局 許可件数について、手元に資料がないのでお答えできませんが、今まで営農型できたものについては期間が3年でございますけども、1年ごとに計画書を出していただいております。その中で、不安なところは、今回見ていただくところでございますけども、それ以外の部分については、皆さん一応平均収量の8割程度多収穫されておまして、今のところ、福島県のからは、特に問題はないということになっております。

議 長 暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開いたします。そのほかにございせんか。5番委員。

5番委員 担い手の話、一度確認しますけども、一般的に農地法の関係で我々個人が農地を賃貸借するとか、購入するような場合っていうのは、面積要件とか、営農要件とかってありますよね。先ほどの営農型発電の場合の担い手の要件というのは、もうちょっと具体的に教えてくださいませんか。例えば、今回、申請されている議案書30ページの3番から6番まであります方々については、具体的に、例えば農地をいくら持っているとか、農業の技術があるとかそういうふうな判断をされて、

担い手となるというふうに判断されているのですか。そこは、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 この認定農業者につきましては、農政課で、認定しております。その基準でございますけども、収入、耕作面積等を総合的に判断しましてやっているということでございます。設定人の方々については、発電事業を行う方々で営農する方ではないです。営農する方は議案書20ページの被設定人、合同会社、こちらが営農を行う会社になっております。

議 長 暫時休議します。

議 長 再開いたします。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次の議案108号の申請番号1番の案件について、私が議事参与に当たりますので、議長を岡田会長職務代理者と交代いたします。暫時休議をいたします。

議 長 再開いたします。それでは議長を務めさせていただきます。

議 長 日程第17、議案第108号、現況確認証明願についてを議題といたします。申請番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、議事参与の規定に該当する19番委員には、この間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 それでは再開いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第108号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の31ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、

不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった4筆での農地すべてについて非農地と判定いたしました。なお、合計面積が1万㎡を超える案件であることから、後ほど農地専門委員長にご報告いただきます。以上です。

議 長           この案件につきましては、申請の面積が大規模であることから、農地専門委員会に現地調査をお願いしておりますので、二谷農地専門委員長からの報告を求めます。

二谷委員長     議案第108号申請番号1番についてご説明します。現地案内図は14ページです。8月5日午後1時より、申請人と行政書士、農業委員9名、事務局2名、立ち会いのもと、現地確認をいたしました。非農地化した経過、利用状況等はさきほど事務局から話があったように、記載のとおりでございます。これは昭和60年代に養蚕が廃れてしまってそれで非農地化した感じですが、現地を確認したところ、桑が大木となっていて、それから松、栗が繁茂し、林より森に近い現況でした。まして、農地委員会の専門委員の方々は長靴を履いて入ろうとしたのですが、入れませんでした。山林化してしまいましたので、農地専門委員全員の賛成で非農地化ということで、認めるということを実地で確認いたしました。調査項目は農地復元できる状態なのか、また、復元しても農地として継続できるのかそれから、土地利用状況の確認、非農地化した経過等々を申請人より聞きました。以上のことで、今回の約1万9,000㎡は非農地と認めましたので報告いたします。以上です。

議 長           ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長           ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。19番委員の復席を許します。暫時休憩します。

(休議)

議 長           再開いたします。会長が戻られましたので議長交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長           それでは再開いたします。議案第108号の残り全部について事務局から説明

を求めます。

事務局 議案第108号の残り全部についてご説明いたします。議案書の31ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった6筆の農地、すべてについて非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 今回の現地調査委員を代表しまして、8番委員から報告をお願いします。

8番委員 議案第108号申請番号2番の現況確認証明願いに係る現地調査について報告いたします。案内図は15ページになります。去る8月5日、9番委員、18番委員、事務局1名と私の4名で現地を調査いたしました。利用状況は議案書に記載のとおりです。現地を確認したところ山間にありまして、現在は、人の背丈以上の葎、草等が繁茂し、雑木等も茂っております。また、一筆ごとの面積が狭いうえ、進入道路も狭いため、大型農機等が、搬入はできないと思われ、今後も荒れ地化していくと考えられます。したがって、3人の意見としましては、非農地と判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で本日より予定いたしました報告3件、並びに議案12件、合わせて15件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の8月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後2時40分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年8月19日

議事録署名人(15番・ハンガイ マチコ)

印

議事録署名人(1番・ワカスギ ユウジ)

印

議事録署名人(2番・カマダ ヨシヒコ)

印